

令和6年度 生徒指導方針



沖縄県立南部農林高等学校

生徒指導部

～ 目 次 ～

| | |
|-------------------------|-------|
| I. 生徒指導部基本方針 | p1 |
| 1. 生徒指導部の目標 | |
| 2. 指導の方針 | |
| 3. 努力目標 | |
| II. 学校生活に関する指導 | p2～p5 |
| 1. 登校・下校 | |
| 2. 車両通学について | |
| 3. 身なり指導について | |
| 4. 好ましい学習環境・遊具の持ち込み禁止 | |
| 5. 携帯電話・スマートフォン等の指導について | |
| 6. 遅刻・欠課・欠席指導について | |
| III. 学校生活改善支援 | p6 |
| 1. 支援対象 | |
| 2. 支援方法 | |
| IV. 交通安全指導 | p6 |
| 1. 交通安全指導について | |
| 2. 車両免許について | |
| V. 深夜徘徊の指導について | p7 |
| VI. アルバイトについて | p7 |
| VII. いじめについて | p7 |
| VIII. 生徒指導及び懲戒既定の確認 | p8 |
| 1. 指導内容 | |
| 2. 指導方法 | |
| 3. 懲戒指導の実際 | |
| IX. 分掌内容 | p10 |

I 生徒指導部基本方針

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

(文部科学省「生徒指導提要」より)

1 生徒指導部の目標

- (1) 生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性を伸ばす。
- (2) 基本的生活習慣確立を目指し、有意義な学校生活づくりに努める。
- (3) 目的意識を確立し、学習意欲を高め、自己実現を目指す強い意志力を支援する。
- (4) 自主的に活動し、皆と協力しあい、他人を敬う優しくたくましい生徒を育成する。

2 指導の方針

- (1) 共通理解のもとに、全職員で足並みを揃えて指導に当たる。
- (2) その場指導を徹底する。
- (3) 担任との連携を密にし、学年・学科の協力のもとに指導に当たる。
- (4) 学校行事、学科行事およびその他の諸行事を通し、事前事後の指導に当たる。

3 努力目標

- (1) 制服・身なり指導の強化
- (2) 遅刻・欠課・欠席の指導強化（各行事の無届欠課・欠席生徒の指導）
- (3) 交通安全指導の強化と自転車通学者の指導
- (4) 校内外巡視指導の強化
- (5) 深夜徘徊・喫煙・飲酒の指導強化
- (6) 学級担任・学年会及び各学科と連携しての生徒指導の強化
- (7) アルバイト指導の強化
- (8) 集会指導の強化
- (9) 携帯電話使用マナーの向上

II 学校生活に関する指導

1 登校・下校

(1) 登下校は本校指定の制服で行う。

※自転車通学者は暑気、雨天時などの場合、体育着・指定ジャージでの登校を認める。ただし、朝のSHRには制服に着替えていることを条件とする。

(2) 登下校時は、カバン等に学習用具を準備して、登校する。

(3) 登校後は下校時間まで許可なく校外に出ないこと。ただし、担任が必要と認める生徒には外出届を発行することができる。

2 車両通学について

(1) 車両通学は認めない。放課後や日曜祝祭日及び長期休業中の部活動、実習当番の時も車両通学は禁止。

(2) 制服で何時でも車両を運転した場合（同乗者も）は車両通学とし、懲戒指導対象となる。ただし、保護者の運転による送迎はその限りではない。

3 身なり指導について

身なりはその人の品性を表すものである。就職・進学面接に適用することを前提とした、清潔感と誠実さが伝わり、相手に好印象を与える身なりを心掛ける。

(1) 制服の基準

①ワイシャツは学校指定の半袖又は長袖のカッターシャツ（襟の前立にイニシャルの刺繍）

②ズボンは学校指定のもので、夏冬兼用（紺地にチェック柄）

③スカートは膝にかかる丈。（20本車ヒダ、紺地にチェック柄、裾にイニシャル刺繍）

④ベストは学校指定のニットベスト。（購入は任意で、気候に応じて着用。）

⑤学校指定のブレザー。（ボタン・刺繍等に関しても学校指定のもの）

⑥衣替えは行わないが12月から4月の式典はブレザーを着用する。

※2学期終業式・3学期始業式・修了式・各月の全体集会・進路活動に関わること・講話など

(2) 制服の着用について

①本校指定のワイシャツは第2ボタンまでしめ、裾はズボンやスカートに入れる。

②ズボン着用の場合はベルトをする。

③ワイシャツから襟や袖がはみ出すアンダーシャツは着用禁止。

④登下校も含め、カーディガンやパーカーなど制服以外の着用は認めない。

⑤マフラーやネックウォーマーなどの防寒具は登下校のみの使用とし、校内での使用を禁止する。

また教室移動の際にひざ掛け等を体に巻いて使用することを禁止する。

⑥防寒具としてのタイツは黒または紺色の無地のものを着用する。

⑦大雨でも朝のSHRから帰りのSHRまでは原則制服・靴を着用する。ただし、制服が濡れた場合は異服届を生徒指導部で発行。その際、実習服・体育着・ジャージ等学校指定の服装をとして認める。

⑧儀式的行事、学科行事（講演会等）、進路活動関係など学校が必要と判断される場合にはジャージの着用を制限する。

(3) 身なりについて

- ①頭髪は地毛とし、染髪行為は禁止する。
- ②パーマ・編み込み・エクステなどの技巧を加えたもの、その他、奇抜で特殊な髪型は禁止する。
(就職・進学面接にいけないような髪型)
- ③化粧は禁止する。(口紅、まつ毛のエクステ、マニキュア、ネイルアートなど)
※リップ (ラメ入り・着色や艶出し機能のあるもの)
※日焼け止め (下地効果や肌色補正効果のあるもの)
※コンタクト (カラーコンタクト・サークルレンズ (瞳を大きく見せる))
- ④装飾品は禁止する。(ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、アンクレット等)
- ⑤タトゥー (刺青) は禁止とする。「青少年保護育成条例」第18条の3 (入れ墨を施す行為の禁止)
- ⑥華美でない靴を着用する。サンダル・草履・スリッパ等は禁止する。
- ⑦まゆげにライン入れやすべて剃る行為を禁止する。

(4) 服装 (スカート丈が短いなど)・染髪・髪型の指導方法

- ①染髪・髪型の違反に気づいた職員が学校生活改善記録簿へ入力を行う。
生徒指導部が猶予願い期間を確認し、染髪・髪型継続指導簿へ入力。担任は保護者へ連絡。
※改善した生徒については、Teams等で情報共有する。
- ②猶予期限内に改善が不十分な場合は保護者を召喚し面談をする。

○「髪型・染髪指導の猶予期日・継続指導計画」及び
「改善した生徒」について
「 Teams → 一般 」

(5) 再登校指導について

身なりに関する指導で、他生徒の影響を与えることを考慮し、「改善のために帰宅指導が必要」と判断された生徒に対して行う指導である。

- ①改造した制服を着用している生徒
- ②染髪をしている生徒
- ③その他、生徒指導部が必要と判断した生徒

再登校指導は、保護者との連絡が取れることを前提とし、再登校に必要な時間、金銭面、自宅までの距離などを考慮し、生徒指導部が言い渡す。再登校ができない場合は、教室に戻さず生徒指導部で指導する。

《 指導手順 》

- ①「再登校指導カード」を発行して、持たせて帰宅させる。
- ②身なりを改善した生徒は生徒指導部でチェックを受ける。
- ③十分に改善が認められた生徒は指導を解除し、授業に戻る。
- ④改善が不十分な生徒は、教室に戻さず生徒指導部で指導する。
※校時内に戻ってきた場合、出席していない授業は届出欠課とする。ただし、再登校しない場合は無届欠課とする。

4 好ましい学習環境・遊具の持ち込み禁止

(1) 学習環境について

- ①授業の開始、終了時は身なりや学習環境を整えてから、挨拶をする。
- ②授業中はペットボトル・食べ物など、学習に関係ないものは机の上に出さない。
- ③授業中は授業担当の許可がない限り、原則飲食禁止。
- ④学習に不要なものは持ってこない。(ゲーム、トランプ、マンガ、さいころ等)

5 携帯電話・スマートフォン等の指導について

(1) 使用規定

- ①携帯電話・スマートフォン・タブレット・スマートウォッチなどの通信機器又は音楽用電子機器（以下携帯電話）は8：45～帰りのSHR終了後まで、電源を切り、使用を禁止する。
ただし、昼食開始のベルが鳴って、次の授業開始5分前の予鈴が鳴るまでは使用することができる。授業開始までの5分間で確実に電源を切り、スムーズに授業開始ができること。
- ②使用禁止時間帯は、携帯電話は見えないようにカバン等に片づけ、机の上に出す、手に持って歩く、首からぶら下げるなど持ち歩かない。
- ③校内で充電をすることを禁止する。
- ④携帯電話を使用しなければならぬ状況が生じた場合は、学校職員の許可を得て、その職員の管理の元で使用する。

6 遅刻・欠課・欠席指導について

(1) 朝の遅刻指導時間・場所

8時40分～9時：正面玄関（2名）

東側階段・西側階段（生徒指導部・担任以外の職員）

校門前（生徒指導部）

9時以降：職員室・学科（職員）

(2) 朝の遅刻指導方法・・・入室許可願（QR入力）

※ 遅刻した生徒は携帯機器端末よりQRコードを読み込み、月日・通学方法・遅刻の理由など入力する。

- ①HR担任は8時45分までにHR教室まえの廊下に出て、チャイムが鳴り終わるのを確認しドアを閉める。8時45分のチャイム終了時点で入室を止め、それ以降は入室許可願（QR入力）への指導をする。
入室許可願（QR入力）は、正面玄関で行う。（全体集会の時は集会場所の入口）
- ②SHR終了後に登校した生徒は、教科担任の指示により職員室及び学科で入室許可願（QR）を入力する。
（2校時以降も同じ）
- ③教科担任は、入室許可願（QR入力）をTeamsより確認し授業に参加させる。

④朝の呼びかけ当番の教師は、8時40分までに所定の場所について指導にあたる。

ただし、全体集会の時はその日の遅刻指導の西側・東側階段に割り当てられている職員が教室を巡回し、教室内にいる生徒への声かけ等を行う。

(3) 授業の遅刻について

①授業が始まって15分を未満に入室した生徒は遅刻とする。

(4) 欠席・欠課について

①授業が始まって15分経過して入室した生徒は欠課とする。

②正当な理由で早退・欠課する生徒には、担任が外出許可証を発行する。

③病気等の理由により早退する生徒には、養護教諭の指導により所定の届出用紙で学級担任・副担任・学科職員が許可証を発行する。

④病気ややむをえない事情で欠席する場合は、保護者より学校に連絡する。

(5) SHR遅刻・授業遅刻・無届欠席・無届欠課の支援について

日々の遅刻や欠席などは担任・学科が連携して、保護者に連絡を密にする。先延ばしにせず、その日のうちに生徒の動向を把握し、勤怠状況が良好になるように支援する。

1年間の累積によりSHR遅刻・授業遅刻・無届欠席・無届欠課の累積回数がそれぞれ下記の回数に達し次第、適時、段階的支援（欠席・遅刻の原因は何か、今後改善する方法等について話し合い）を行う。

○支援方法（担任で回数を把握し下記の支援方法を活用する。）

| 回数 | 支援内容 | |
|-----|-----------|-------------------------------|
| 10回 | 保護者連絡(担任) | スクリーン等、個別に情報提供を行い保護者へ連絡・相談を行う |
| 20回 | 保護者連絡(担任) | 学科長面談 |
| 30回 | 保護者連絡(担任) | 生徒指導部 |
| 40回 | 保護者召喚(担任) | 教頭面談 |
| 50回 | 保護者召喚(担任) | 校長面談 |

※ 教育相談・カウンセリング面談については関係職員で状況を判断しながら行う。

Ⅲ 学校生活改善支援

1 支援対象

- 身なり(学生ズボンにTシャツなど制服の着くずしにあたる服装)等
- 携帯電話のマナー (昼食時間を除いた、朝 SHR 開始から帰りの SHR 終了まで)
- 授業態度 (学習活動に支障がある) 注意散漫
- 指導拒否 (声掛け無視・呼び出し等に応じない態度)

2 支援方法

- サポートカードによる支援面談 (生徒指導部・関係職員)

生徒指導部は学校生活改善支援記録簿より対象生徒を確認し該当職員(入力者)と一緒に面談を行う。

その行為について、どのように支援したのか記入し生徒を通して保護者へサポートカード(生徒・保護者用)を発行。家庭による改善を支援する。

※サポートカード(職員用)は生徒指導部で保管すると共に担任へ情報共有し、家庭への連絡に活用する。

※支援を重ねる中で担任・職員及び生徒指導部が管理者(校長・教頭)による面談が必要と判断される場合はその都度計画し実施する。

○「学校生活改善記録」「勤怠指導の累積」などデータは
「 Newofficiall → 00職員共有 → ★生徒指導共有データ 」

Ⅳ 交通安全指導

1 交通安全指導について

- (1) 交通安全講話の実施
- (2) 免許の取得状況、車両保有状況を三者面談時の保護者同伴での聞き取り調査を行い、実態把握に努め、毎学期には各1回実施する。
- (3) 車両通学禁止を遵守させるため、随時早朝校外巡視指導を行う。
- (4) 自転車の交通マナー、自転車登録、駐輪場での施錠の呼びかけを行う。

2 車両免許について

- (1) 運転免許取得(原付、自動二輪、普通自動車等)は原則として禁止する。
- (2) 家庭の事情または進路活動に必要な生徒は学校に届け出て、取得することができる。そのとき、運転免許教習所へは放課後等を利用し、学業に差し支えないようにする。
- (3) 学校に届け出を出した生徒は自動車免許取得の際、出席扱い願い用紙を担任に提出した生徒は3回(仮免・卒検・本免)の出席扱いを認める。

V 深夜徘徊の指導について

夜 10 時以降の外出は禁止とし、深夜徘徊を行った生徒は厳重注意とする。

※1 回目は担任から保護者連絡。2 回目以降保護者来校して厳重注意を行う。

メンバーは校長・担任・学科長・生徒指導部・保護者で行う。

VI アルバイトについて

(1) 家庭の事情などにより、やむなくアルバイトをしなければならぬ生徒は、学校長に届け出る。

(2) 届け出を受けるときは所定の用紙を用い、保護者の承認を得て、HR 担任を通して申請する。

(3) アルバイトは保護者の責任のもとに行い、必ず 10 時までには帰宅することを原則とする。

(4) 次にかかざる職種、場所でのアルバイトはこれを禁止する。

① 居酒屋 ② 風俗営業 ③ パチンコなど賭博にかかわる場所

④ その他学校が好ましくないと判断する職種および場所

VII いじめについて

いじめについては「学校いじめ防止対策基本方針」に則って対応し、その主はいじめ防止対策委員会とする。

Ⅷ 生徒指導及び懲戒規定の確認

1 指導内容

| 非社会的問題行動 | | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 |
|---|------------------------------------|--------------------------|-------------|---------------|--------------|-------------|
| 1 | 深夜徘徊（初回、担任より保護者連絡。 2回目以降、保護者召喚） | 厳重注意 | 厳重注意 | 厳重注意 | 厳重注意 | 生徒指導 委員会 |
| 2 | 喫煙同席・タバコ所持※1※2 飲酒同席・ライター所持・タトゥー | 訓告 | 学校謹慎 5日 | 学校謹慎 10日 | 停学 5日 | |
| 3 | 喫煙 ※2 | 停学 | 停学 | 停学 | 停学 | |
| 4 | 飲酒 | 5日 | 5日 | 5日 | 5日 | |
| 5 | 車両通学・交通違反 （ノーヘル、二人乗り等） | 学校謹慎 5日 | 学校謹慎 10日 | 停学 5日 | 停学 5日 | |
| 6 | 不良行為（授業妨害、暴言、 器物破損） | 学校謹慎 5日 | 学校謹慎 10日 | 停学 5日 | 停学 5日 | |
| 7 | 不正行為（カンニング、サイン偽造） 虚偽行為・賭博行為 | 学校謹慎 5日 | 学校謹慎 10日 | 停学 5日 | 停学 5日 | |
| 反社会的問題行動 | | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目以降 | |
| 1 | 不法侵入、万引き、窃盗、賭博、 盗撮等 | 停学 5日 | 停学 10日 | 無期停学 | 進路変更勧告 ※3 | |
| 2 | 暴力行為、器物損壊、脅迫、恐喝 性犯罪、性暴力 | 停学 10日 | 無期停学 | 進路変更 勧告 ※3 | | |
| 3 | 交通三悪（無免許、飲酒運転、 速度超過）暴走行為 | 停学 10日 | 無期停学 | 進路変更 勧告 ※3 | | |
| 4 | 学校秩序を乱す行為、薬物関係、 その他（反社会的行為） | 生徒指導委員会に諮り、指導内容を検討する。 | | | | |
| 5 | いじめ | いじめ防止対策委員会に諮り、指導内容を検討する。 | | | | |
| 6 | SNS関係（誹謗中傷、その他の行 為） | 生徒指導委員会に諮り、指導内容を検討する。 | | | | |
| 上記以外の問題行動（その他） | | 生徒指導委員会に諮り、指導内容を検討する。 | | | | |
| <p>※1 喫煙・飲酒を黙認し、注意をせず同席しているものを「同席」とし、見張り行為等も同様とする。</p> <p>※2 電子タバコも含む。</p> <p>※3 進路変更勧告：問題行動が社会的秩序に与える影響、学校秩序や学習環境への影響、被害者の被害状況が大きい場合など、進路変更を勧告する。ただし、「進路変更勧告」を受けた生徒が保護者同意の上で本校の学業を継続したいと希望する場合は、職員会議にて審議する。希望が認められた場合には、無期停学とし、次回問題行動があった場合には、自ら退学する意思確認をした上で「確約書」を取る。</p> | | | | | | |

上記、訓告・学校謹慎・停学の指導歴は卒業時まで累積して指導する。

ただし、最終指導解除からおよそ1年間、次の段階に指導が上がらなければリセットする。

2 指導方法

- (1) 訓 告・・・保護者を召喚し、学校長より嚴重注意を行う。
その際、学級担任又は学科関係係職員が立会う。
- (2) 学校謹慎・・・①8：15までに登校し、奉仕活動を行う。
②朝のSHRから帰りのSHRまで、担任・教科担当・清掃担当による毎時の授業評価とサインを受ける。
③放課後は生徒指導部を中心に計画された指導を行う。
④日誌指導（ファイル）：「本日の課題」は、最後の行まで記入させる。「授業態度評価」については、全てA以上とることを目標とする。
⑤指導延長：「授業態度評価」でBを2つ以上か、Cを1つ以上取ると、それぞれ1日延長する。また、全ての項目が記入されていないと指導を終了しない。
⑥定期考査時の評価について、25分経過するまで問題を解くことが出来れば「A」とする。25分を経過するまでに居眠り、問題を解く姿勢がない場合は「C」とする。
⑦指導に応じない生徒は、停学指導も含めた強い指導方法を指導委員会で検討し、新たな指導方法を提案する。
- (3) 停 学・・・①自宅指導：外出を制限し、保護者監督のもと自宅にて課題等をさせる。担任や指導部が在宅を確認する。
※ 保護者が監督できる場合に限る。
②登校指導：学校謹慎（早朝・放課後清掃作業・日誌指導）と同じように行いが、授業は受けさせず、各学科及び生徒指導部にて作業や課題を行う。
※ 基本的に、午前中は各教科の課題、午後は学科の作業を行う。
※ 昼食時間は、指定の場所(生徒指導部)にて食事を取る。

4 懲戒指導の実際

- (1) 生徒指導委員会にて指導方法案を作成し、職員朝会または職員会議で検討した後、校長が決定する。
- (2) 保護者を召喚し、校長から指導を言い渡す。
※校長・保護者・学科長・生徒指導部との調整は担任が行う。
- (3) 懲戒指導を受けた生徒の行動が良好であり、反省が見られることが解除の条件とし、職員会議で校長が判断する。
- (4) 停学指導の解除の言い渡しは、保護者を召喚、誓約書を書かせ、校長から指導の解除を言い渡す。

IX 分掌内容 ※網掛け箇所はR6年度より追加

| 係名 | 分掌内容 | |
|--------------|---|--|
| 企画・運営 | ①企画・運営 ②公文書の処理 ③関連機関との連絡 ④掲示物の指導 ⑤諸表簿の管理 ⑥学校行事における指導計画 ⑦指導部情報 ⑧新入生研修会のサブ | |
| 勤怠 | ①勤怠指導に関すること ア. 遅刻、無届欠課、無届欠席の指導 ②朝の遅刻指導班の割り当て（朝の呼びかけ指導） | |
| 服装・身なり | ①生活指導改善記録簿の管理 ②服装・身なり・化粧などに関すること ア. 全体集会における指導 イ. 日常的な指導 ウ. 身なり指導週間について（計画・実施） ③染髪・髪型指導の継続指導計画 | |
| 交通安全 | ①交通安全指導に関すること ②早朝校外指導計画の実施 ③校内における交通安全指導の企画・運営 ⑤アルバイト・キャンプ等の届出指導及び調査 | |
| 身分証の発行 | ①顔写真に関すること ②身分証の準備と発行 | |
| 部活動 | ①大会申込み（県総体・新人） ②部室管理に関すること | |
| 1学年担当 | 1年生の生徒指導全般（懲戒指導・勤怠指導・特別指導など） | |
| 2学年担当 | 2年生の生徒指導全般（懲戒指導・勤怠指導・特別指導など） | |
| 3学年担当 | 3年生の生徒指導全般（懲戒指導・勤怠指導・特別指導など） | |
| 放課後指導 | ①放課後の勤怠・日誌・身なり指導など | |
| 各学科 生徒指導係 | ①学科及び担任指導 ア. 懲戒指導 イ. 勤怠指導 | |
| 集会 | 集会での集合係 | |
| 生徒会 | ①生徒会の企画及び運営の指導 ②各種委員会及びボランティア活動への推進 ③ちゅらマナーアップ月間の取り組み ④部活動顧問割り振り | |

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| <p>図書・HR 芸術鑑賞 (視聴覚)</p> | <p>①図書行事に関すること ②読書感想文・感想画取りまとめ ③芸術鑑賞の企画実施 ④校外平和学習・校内平和集会・耕人発行 ⑤LHRの計画調整・HR役員認証・生徒各種委員会の選出、⑥新入生研修会、 ⑦平和教育推進委員会の発足「平和教育」に関する企画及び実施。</p> | |
| <p>図書司書</p> | <p>①図書館内の整備、読書指導・図書委員会の指導、図書の管理及び利用指導。 ②図書の選定及び購入、読書感想文・感想画の取りまとめ ② 「平和教育」に関する企画及び実施。</p> | |
| <p>放課後指導 (R6 追加)</p> | <p>○放課後の勤怠・日誌・身なり指導など</p> | |